

# 西部地域まちづくりの会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、西部地域まちづくりの会（以下「まちづくりの会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 まちづくりの会は、上田市西部地区及び塩尻地区（以下「西部地域」という。）の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性や特性を活かし、生き生きと安全で安心して暮らせる住みよい地域づくりを行うことを目的とする。

### (区域)

第3条 まちづくりの会の区域は、西部地域の範囲とする。

### (事業)

第4条 まちづくりの会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域まちづくり計画の策定に関すること
- (2) 地域の振興と地域課題に向けた事業の企画、実施に関すること
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること

### (会員)

第5条 まちづくりの会の会員は、西部地域に居住する住民並びに西部地域で活動する団体とする。

また、地域内の企業等で、このまちづくりの会の目的に賛同するものも会員になることができる。

### (組織)

第6条 まちづくりの会は、総会、運営委員会で構成する。

- 2 まちづくりの会に課題別の部会を置く。
- 3 まちづくりの会に監事を置く。
- 4 まちづくりの会に事務局を置く。

## 第2章 役員

(役員)

第7条 まちづくりの会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1
- (2) 副会長 2
- (3) 事務局長 1
- (4) 会 計 1
- (5) 監 事 2
- (6) 西部、塩尻地区自治連会長 各1
- (7) 部会長 設置部会の数

2 必要に応じて、まちづくりの会に顧問を置くことができる。

(役員の設定)

第8条 会長、副会長、事務局長、会計、監事、顧問は、会員の中から運営委員会において選出し、総会の承認を得る。

- 2 西部、塩尻地区自治連の代表者は各地区自治連で選出し、総会の承認を得る。
- 3 部会の部会長は、各部会を構成するものの中から選出し、総会の承認を得る。
- 4 役員に欠員が生じた場合は、補欠役員を選出する。
- 5 補欠役員は、運営委員会にて承認を得る。

(役員の職務)

第9条 役員は次の職務にあたる。

- (1) 会長はまちづくりの会を代表し、会務を総括する。また、必要に応じ役員を招集して役員会を開催する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は、まちづくりの会の庶務及び会計を総括する。
- (4) 会計は、まちづくりの会の経理事務を担当する。
- (5) 監事は、まちづくりの会の会計及び資産の状況並びに業務の執行を監査する。
- (6) 西部、塩尻地区自治連の代表者は、地域の情報を提供する。
- (7) 部会長は、担当部会の運営に当たる。
- (8) 顧問は必要に応じて会議に出席し、助言を行うことができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、西部、塩尻地区自治連会長はこの限りではない。また、再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期及び会計年度にかかわらず、総会において新たな役員が承認されるまでの間は、役員は引き続きその任務にあたるものとする。

## 第3章 総会

### (総会の種別)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

### (総会の構成)

第12条 総会は、代議員制とする。

2 代議員は、自治会代表者及び部会員をもって構成する。

### (総会の開催)

第13条 定期総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 代議員の4分の1以上から目的たる事項を示して請求があったとき

### (総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集し、公開で行う。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

### (総会の定足数)

第15条 総会は、代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

### (総会の議長)

第16条 総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

### (総会の議決)

第17条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、役員は議決権を有しない。

### (総会の審議事項)

第18条 総会は、次の事項を審議し決定する。

(1) 役員の設定に関する事

(2) まちづくり計画、事業計画及び予算の決定に関する事

(3) 事業報告及び決算の承認に関する事

(4) 規約の制定・改廃の決定に関する事

(5) その他必要と思われる事項に関する事

## 第4章 運営委員会

### (運営委員会の構成)

第19条 運営委員会は会長、副会長、西部地区及び塩尻地区自治連会長、上田右岸地域協議会西部部会代表、部会長、事務局長、会計、監事をもって構成する。

### (運営委員会の招集と議長)

第20条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

### (運営委員会の審議事項)

第21条 運営委員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (運営委員会の議決)

第22条 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

## 第5章 部会

### (部会)

第23条 まちづくりの会に次の部会を置く。

- (1) 自然・生活環境部会
- (2) 防犯・防災部会
- (3) 子育て・教育部会
- (4) 健康・福祉部会
- (5) IT担当者部会
- (6) その他会長が必要と認める部会

2 部会は、第2条の目的を達成する事業を企画し、執行する。

3 部会の部会員は、別に定める。

4 部会に部会長、副部会長を置く。部会は、部会長を選出し、副部会長を決める。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) その他部会運営に関すること

## 第6章 会計及び監査（会計）

第24条 まちづくりの会の経費は、市交付金及びその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第25条 まちづくりの会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計帳簿の整理）

第26条 まちづくりの会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 会員による帳簿の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これを認めなければならない。

（監査）

第27条 監事は、会計年度終了後、監査を実施しその結果を総会にて報告する。

（役員報酬）

第28条 まちづくりの会の役員報酬等は、別に定める。

## 第7章 事務局

（事務局の位置）

第29条 まちづくりの会の事務局は、西部公民館内に置く。

（事務局の構成）

第30条 事務局の構成は、事務局長、事務局員及び会計とする。

- 2 事務局員は、事務局長を補佐する。
- 3 事務局員の給与等は別に定める。

## 第8章 その他

(雑則)

第31条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年6月26日から施行する。

(設立時の事業年度)

2 初年度の事業年度の始期は、まちづくりの会設立の日とする。

(設立時の会計年度)

3 第25条の規定にかかわらず、第1期の会計年度の始期は、まちづくりの会設立の日とする。

4 まちづくりの会設立時の役員の任期は、第10条の規定に関わらず、令和8年3月31日までとする。

附則

この規約は、令和元年5月10日から施行する。

附則

この規約は、令和2年4月24日から施行する。

附則

この規約は、令和3年4月23日から施行する。

附則

この規約は、令和4年4月21日から施行する。

附則

この規約は、令和6年4月18日から施行する。